

# DGB 新綱領路線とドイツ労働運動

朝 日 吉 太 郎

## はじめに

1996年3月、ドイツ労働組合同盟（DGB）連邦執行部は、近年の懸案であった新基本綱領議案を提出した。同年11月13日旧東地域ザクセン州都ドレスデンにおいて臨時全国大会が開催され、1981年のデュッセルドルフ基本綱領以来15年ぶりに新基本綱領が採択された。21世紀初頭に向けてドイツ国内のみならずヨーロッパ労働運動全体への大きな影響力を持つ方針決定がなされたわけである。本論文は、DGB 新綱領決定をめぐる労働運動の動向をとりあげ、今日のDGBの基本的性格を分析するとともに、ドイツ労働運動の問題点と今後の課題を検討する。

## I 新 DGB 基本綱領議案の特徴

### 1. 新基本綱領議案の提案と討議をめぐる

綱領改訂が提起されたのは1992年1月のハッチング宣言である。ところが、綱領議案策定途中でマイヤー DGB 議長<sup>1)</sup>の急逝といったハプニングもあり、綱領議案が正式に提起されたのは1996年3月となった。

議案提出以前から討議手続き問題が批判されていたことから、綱領議案冒頭の序言において後任のシュルテ DGB 連邦議長は、「最初から開かれた討論」をおこなってきたと言明した<sup>1)</sup>。これに対し、1995年の末まで労働組合員による熱心な論議は行われてこなかったし、1995年6月に金属労働組合のある会合で

1) Schulte [96] S. 1. 翻訳は朝日 [96b] を参照されたい。なお、以下綱領議案に関連するページは DGB パンフレットの原ページで示す。

「労働組合の政策的な新志向に関する基本点」が示されるまで基本的構想の概要すら部外者は知り得なかったと、シューファーは言明する (Schäfer [96a] S. 170)。バイエルン地区公務労働組合執行部のヴァンデルは、DGB 指導部は紙上公開討論を組織したというが、読者の減少で廃刊に追い込まれつつある DGB 月刊機関誌『Gewerkschaftliches Monatsheft』掲載の綱領討議シリーズは、一般組合員からは全く関知されるものではないと言う。加えて、決議案への修正動議の締め切りはわずか4カ月後の7月までで、春休みや1カ月余りの夏期休暇が含まれ、労働組合員が議案討議を重ねるための期間が非常に限られるとして、「3年余りの準備期間に対する対案提示期間・討議期間」の短さを批判した (Wandel [97] S. 8f.)。

1995年12月16日マイン河畔フランクフルトで、労働組合左翼活動家・研究者の報告集会においてこの問題が確認され、また、1996年4月の第2回集会では、以上の理由から1996年の1998年の定時大会まで、新綱領を採択すべきでないとの決議がなされた。

このように新綱領論議の民主的手続きが大きく問題にされたのが、新綱領議案提出をめぐる特徴である。

## 2. 綱領議案の特徴

### 2-1. 現状分析の否定

綱領議案を一読すると、今日の労働者・家族をめぐる諸問題の本質、「労働組合の危機」といわれる事態の発生原因の分析と、それに基づく変革展望などの分析は一切示されないことに驚かされる。綱領議案にとっての現実認識とは起きている問題の感性的把握であり、議案は抽象的な「諸願望の交響曲となっているにすぎない<sup>2)</sup>」。その結果、綱領議案の隅々にいたるまで「社会的市場

2) 1996年5月10日、FHTW Berlin でのザクセ Ekkehard Sachse 教授とのインタビュー。

3) 綱領議案の指摘ものも多い。たとえばツォイナーは現実問題を忘れた労組が出した議案を、「これは、空虚な定式の信仰であり、議案の『崇高なる教書』のが示すのは、この信仰は綱領で唱られるべきだということである」と批判している (Zeuner [96] 参照)。

経済」という特定の理念による当為のみが語られている点<sup>3)</sup>が特徴的である。このような非分析的な方法が、結局のところ労働組合の闘争目標、闘争戦略、敵・味方の区別と陣地構築のあり方など、現実的な戦略的課題と展望を綱領議案に欠落させる最大の要因になっている。

1996年4月20日に開催された第2回目のフランクフルト労働組合左翼活動家によるDGB綱領に関する討論集会で、ベルリン自由大学のキスカは「イデオロギー的な思いこみから導かれるような見通しとか、道しるべとかの代わりに分析を！」と訴えた (Schäfer [96b] S. 200)。当然、ここへの批判が集中した。

## 2-2. 体制規定

DGB連邦執行部が示した綱領議案の諸理念のうち最大の特徴は、「社会的市場経済」理念に基づく経済システム枠組みを「労働組合の活動目的にとって最も適合的な社会システム」(S. 18)と規定し、その結果、「社会的市場経済」体制にあるドイツ連邦の現体制を根本的に変革する可能性を理念的に一切否定した点である。

DGBの歴史の上では、皮肉にも1961年のベルリンの壁ができた後に、同様のことが行われている。1949年のミュンヘン綱領には、反ファシズム闘争の影響を強く受け企業の公有化要求が掲げられていた。しかし、1963年のデュッセルドルフ行動綱領はドイツ社会を「法治国家」社会として正統化し、この社会的法治国家の下では政治的権力の誤謬は排除されるので、もはや残っているのは「経済権力の誤用」だけと決めつけ、それ以外の変革のオルタナティブな可能性を基本的に否定した。その結果、経済成長政策としてのケインズ政策と政・労・使の協調を唯一の選択枝とするマクロ・コーポラティブな立場から、雇用保障と賃金抑制を引き替えにするとしつつ、独占資本の集中やヨーロッパ統合に向けた拡張政策への協力が「社会的に責任のあるパートナーシップ」の当事者と自己規定する労働組合の基本的立場とされることになる。これは、1960年代のドイツ経済の成長率の低下に対抗する独占の資本集中戦略に合致し、

中核的労働者の雇用と所得とを保全するシステムとして労働組合内のヘゲモニーをにぎる中核的労働者層（ケルン Kern）の利益に対応した組合ビヘイビアの策定を示すものであった（朝日〔91〕参照）。

しかし、財界が要求する必要以上の協約賃金抑制政策にたいする反発が、1969年に山猫ストライキを続出させ、また1973年にはケルン優遇下に抑圧されている縁辺労働者層（ラント Rand）の反発を生みだした。さらに1974/75恐慌以降の失業問題などからくる労働者の批判、DGB 共同決定法議案へのSPD政府の否決などへの反発の結果、1981年綱領では、フェッター議長ら「労働組合の闘争なくして社会進歩はありえない（Vetter〔74〕S. V）」とするDGB改革派指導部が統合派勢力を押さえて、階級社会の再認識、公有化要求の復活や経済活動に対する予防的コントロール要求などを含む改訂が行われた（朝日〔89〕、Leminsky〔84〕、布川〔85/86〕参照）。新綱領の議案では、この改革路線が事実上否定されたのである。

綱領議案では「個々の事業所の合理性と経済全体の理性とをよりよく調和させる」（S. 18）のが「社会的市場経済」である。これに対してキスカーは問う。個々の事業所の合理性と「経済全体の理性」とが調和しないのが「社会的市場経済」ではないのか。また、「社会国家」は綱領議案が考えるような「利害対立を超克した、理性の実体化したものととして非歴史的にとらえられる」観念的抽象ではなく、工場や街頭で労働者たちが「沸騰したとき」にのみ達成される諸結果にしかすぎないのではないか。「資本主義はそもそも反人間的、反社会的、反自然的なシステム」ではないのか、と（Schäfer〔96b〕S. 200）。

以上の現状分析の否定と体制認識の帰結として、綱領議案には以下の特徴が示される。

### 2-3. 労働組合の自己規定

議案冒頭に示されている労働組合の自己規定は、「被雇用者の利益代表組織」というものである（S. 2）。これ自体は労働組合の性格規定として必ずしも誤りではないが、その内容は2つの問題をもっている。第一に、10%を超える失

業者、不安定就業者が存在する情勢下で、組織構成者が被雇用者だけに制限されかに受けとられる問題、すなわちの労働組合が利益代表する社会階層・階級の規定問題である。第二に、より根本的な問題は、被雇用者が労働組合に団結する根本原理が示されないことである。綱領議案は、労働組合が取り組む課題が「社会国家」の理念上「社会的正義」であるとして、その課題達成はあらゆる階級・階層の社会的コンセンサスを得られるものであるという「天の声」に従っている。それゆえ、労働組合が、労使間の相互前提的で同時に非和協的な利害関係に基づいて、経済的・政治的弱者たる労働者が自己の利益を擁護するために資本への「対抗力」として団結する組織であること無視される。それに代わって、「対話と協調」の労働組合という枠組みが登場する。ハッチンゲン宣言直後からの「対抗力と利益政策ではなくて対話と参加だって？」といった危惧が現実のものとなったのである (Deppe [94] S. 24)。

#### 2-4. 技術進歩と合理化容認

一般に関わない労働組合が目指すものは、経済拡張路線である。綱領議案で目立つのは、1963年綱領以上の技術進歩への無批判な容認であり、「我々はサービスの近代化に積極的に協力する。労働組合のように変化にたいして寛容に考えるものは、それらを隔絶するのではなく、むしろそれらの企画化に参加して協力する」(S. 18) という非常に積極的な態度である。

ドイツ独占資本の成長政策構想について、歯止めとなる要求が無いことも特徴的である。ドイツ資本主義の現状を分析しないために、「完全雇用を守る」ために必要な具体的経済政策は、抽象的な経済成長への願望に終始する牧歌的な経済認識に終始している。そのため綱領議案は、ドイツ独占資本の譲歩余地を確認することもなく、そこから獲得しうる賃金や労働諸条件の改革とその成果の社会的波及効果や社会的再分配についても検討しないし、できない。その結果、従来の協約政策は大変困難な状況だから、労働組合は合理化に協力し、自らの要求を自粛させねばならない、という結論を当然のように導いている。したがって、ドイツ経済立地の良好化に協力するパイの拡大政策が全面に出さ

れ、自由主義的効率上昇政策にプラグマチックに対応することが労働組合の課題とされる。

## 2-5. Mitgestaltung (共同デザイン化) 要求と労働市場の機能的柔軟化

綱領議案は、労働の人間化と組合の強化に関して、あらゆる職場レベルで参加制度への道を開く可能性をもつ Mitgestaltung (共同デザイン化) 要求を強調している<sup>4)</sup>。この要求は、一方では、日本の自動車産業での小集団活動と同様のマイクロ・コーポラティブで柔軟な生産組織の形成や、これに基づく新たな労働貴族層の再編とより低コストで高パフォーマンスな協調体制の形成という、ドイツ独占資本の要求に対応する可能性がある。そのため「共同デザイン化」要求は、労働者にとって、より人間らしい職場環境を形成する可能性と、生産性増加に労働者を動員するの手段としての疑似的な人間化に終わる可能性との二面性をもつ。今日 DGB が目指す企業・事業所・労働者要求の多様化に対応した標準的協約化と企業別の具体的な協約履行という方針は、広域協約による社会的規制の緩和化という圧力が強まっている現状では、事業所・企業別のマイクロ・コーポラティブな労働慣行の形成、労働条件の社会的規制の解体、労働者の吸引と反発の容易化等、組合機能を破壊する力として実現する可能性が高い。

## 2-6. 経済的闘争課題の相対化と対抗力規定の放棄

以上の立場から、綱領議案は、労働者をめぐる情報化、家族編成の変化などの環境変化、環境資源問題などの新たな活動分野の広がりを根拠に、従来の労働運動の核心である経済闘争を相対化させる。故マイヤーは、「この社会においてなされる事柄に労働と資本の対抗で説明される事柄がますます少なくなるので、それを唯一の、または、強烈な支配力を持つ啓蒙規範とみなすならば、対抗力は不必要なコンセプト」となるという理由から「今日と未来への挑戦を

4) Mitgestaltung の訳語と、用語の内容については、朝日〔96b〕p. 30を参照されたい。

考慮すれば、対抗力コンセプトは、あまりにも守勢」(Meyer [94] S. 23) だとする。ヤッピー気分のホワイトカラーにブルーカラー然とした労働組合幹部のハビトゥスは魅力がないとか、デジタル回線を使った労働編成の個別化が労働組合の組織的問題となるとかの論点が示され、労働者の多様なニーズにあわせた魅了ある活動として労働組合の活動の多様化を主張する。しかし問題は、はたして労働組合からの大量脱会はそのような点に根本的な理由があるのかという点である。それに加えて、労働者の多様なニーズに合わせることの現実的な結果が、労働者の既得権を解体させる危険性はないのか、などの心配は当然でてくる。これらは後に検討する。

## 2-7. その他の問題点

東西対立の終焉が、新たな民族紛争の始まりであったにもかかわらず、アメリカの世界戦略とドイツ配備核兵器や NATO 体勢の問題や、タイムラー・ベントのような巨大軍需コングロマリットに対する規制のあり方、情報通信産業や宇宙開発、原子力開発などでの軍産癒着問題、軍事基地問題、徴兵制などについて、分析と方針が抜け落ちている。反核・平和運動を労働者・市民の基本的要求として掲げることさえしていないのである。現実を直視する分析的精神を欠如させた DGB 指導部の世界観は非常に深刻である。

## 3. 無風決議の見通し

綱領議案が出された時点では、11月の DGB ドレスデン大会ではほぼ議案内容で綱領が決議されると予想された。予想の根拠は、第一に、1995年11月の金属労働組合大会にて、ツヴィツェル委員長が提起した「労働のための同盟(Bund für Arbeit)」の呼びかけにたいして、1996年1月に政・労・使3者によるマクロ・コーポラティブな合意「投資と雇用創出のための行動綱領(いわゆるアクション・プログラム)」が合意されたことによる。DGB 傘下最大の左派的とみなされる労働組合がこの協調路線が示すラインに自発的に従えば、DGB 指導部が DGB 綱領議案路線を貫けることが予想された。第二に、組織内論議の

不足と労働組合におけるヘゲモニー階層や大会に参加する主要労組執行部メンバーの顔ぶれから、協調的労働組合路線に批判的な意見が反映される可能性は乏しいという、判断であった。これは、別の意味での深刻な問題である。

ところが、情勢はこのような協調路線の存立を許さなかった。予想を超えた社会情勢の変化によって、労働運動に波乱が生じたのである。

## II 波乱の要因

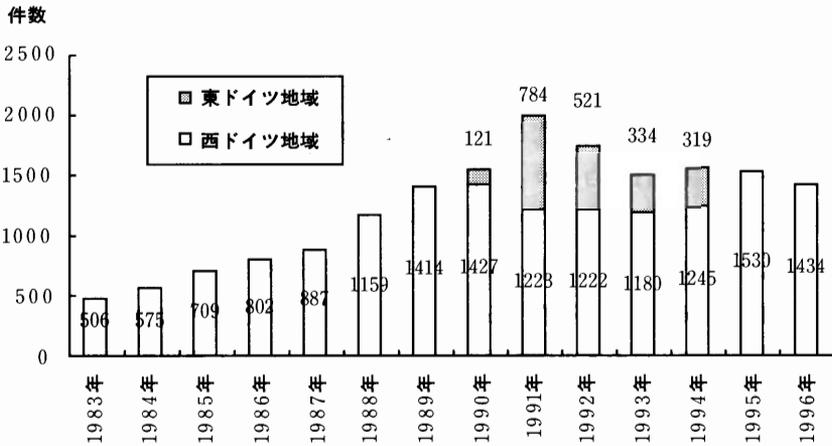
### 1. 新綱領議案をめぐる情勢

#### 1-1. 大競争時代と資本の国際化

1980年代以降のメカトロニクス革命を前提とした情報通信技術の発達によって資本の国際化、競争のボーグレス化が進展する中で、各国資本は、産業構造や労働条件や流通条件等の国際的格差が競争力格差としてストレートにあらわれる局面にたたされた。ドイツ資本も、資本のグローバル化の中で、生産性格差、労働条件格差などで大きな競争力をもつ他国商品との競争の拡大を強いられている。そのためドイツの金融資本と国家は、EU統合の政治的・経済的中軸としてのドイツ国家独占資本主義のヘゲモニー確立することを柱に、一方では、大競争時代の環境に対応するための国内的な蓄積条件の整備をはかり、他方では、よりよい蓄積条件を求めた多国籍化のための環境整備とを押し進めつつある。

第一の政策は資本集中化である。図1でみるように、ドイツでは1980年代から企業結合が急速に進められている。1970年代後半の「企業集中の第二の波」を含む1973年から1982年までの期間の平均が480件であることを考えると、1990年代にはその3倍以上のスピードで企業集中が進んでいる。なかでも、ダイムラー・ベンツ社のようなヨーロッパ最大の多国籍軍需コングロマリット化(林〔92〕S. 22-39参照)など、国内での大型集中とそれに結びついた国境を越えたクロスボーダー的企業集中であることが特徴である(林〔92a〕p. 26)。

図1 ドイツにおける企業結合1983-1996年



(出所) Bericht des Deutschen Bundeskartellamtes über seine Tätigkeit, 1995/1996より作成。

1-2. 東西ドイツ統一のイデオロギー的利用と新フロンティアへの拡張政策  
ベルリン壁の崩壊の影響をイデオロギー的側面で見ると、雇用改善、労働条件改善のためのオルタナティブな路線は、体制変革などではなく新自由主義的な路線以外に無いのだという財界有利な政治的・イデオロギー的環境がもたらされたことをあげる必要がある。また、西側体制を支えてきた NATO などへの評価が、アメリカの世界戦略やそれを支える西側の政府・財界の利害に沿った特殊な手段としてではなく、公共的な秩序手段として理解される傾向も強まっている。綱領議案はそのような政治的意識を代表している。

経済的な側面では、旧体制の崩壊によってロシア・東欧において広大な資本主義市場のフロンティアが登場したことが、ドイツ財界にとって新たな国際戦略の展望をもたらした。かつてドイツ国家独占資本主義は、1960年代半ばの経済成長停滞化を克服する手段として、①ケインズ主義的経済成長政策の利用、②DGBを中心とするドイツ労働運動に対するコーポラティブな社会関係の形成、③東欧での失地回復を目指す民族主義的なハルシュタイン・ドクトリンに

代わる東欧への接近政策を実現するためにSPDを政府与党に組み込んだ経緯がある(朝日〔89〕参照)。しかし、その当時のもくろみは、1969年の「プラハの春」やハンガリー事件のように、ワルシャワ機構軍による軍事介入によってとん挫した。この度の第2次世界大戦に匹敵する社会変動の結果、東欧への資本展開の可能性は1960年代とは隔絶した規模で出現した。

東西ドイツ統合は、ヨーロッパにおけるドイツの国勢拡大にとって重要な意味をもっただけでなく、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ウクライナなどのドイツ圏(旧ドイツ・オーストリア領や、ドイツ系住民の存在など、ドイツ民族の影響が存在する地域)を足がかりにして、他の西欧諸国に先駆けて新たなドイツ資本の国際展開を求める戦略としても重要な意味をもつ。それが、東西ドイツの統一のための負担を省みず劇的なスピードで行われた東ドイツ併呑の意義であった。

### 1-3. 柔軟な生産体制の戦略—中央集権的労働組合からの規制緩和

このような事態の下で、従来のドイツ型労使慣行の大幅な改変がめざされてきている。その理由は、第一に、ドイツ財界はドイツ型コーポラティズムの核をなし、安定的な労使関係の下でドイツ経済の発展を支えてきた従来型の労働者の包摂システムが、国際競争と財政難の中で高コスト化しているという評価からである。例えば、1994年の西ドイツ地域の労務コストは、1時間当たりで44マルク(賃金24マルク、不可給付20マルク)である。競争相手の一つである日本では、36マルク(賃金21マルク、付加給付15マルク)である。これでは勝負にならないと「産業の空洞化か労働条件の抑制か」という選択が強いられる(表1)。

同時に、資本集中や市場ニーズに合わせた産業構造・生産構造を確立する上で、労働力の流動化を積極的にはかっていく必要性が生まれている。そのためには、これまでの労使慣行による協約自治と社会的ルールに規定される労働力市場の硬直性を打開することが、柔軟で低コストな生産体制をもたらすと期待される。その結果、これまでは秩序要因であり、「聖なる牛」として不可侵が

表1 1994年の各国の1時間当労務費比較

国	労務費 DM	ドイツ(西)との比較%
西ドイツ	43.97	100.0
スイス	41.47	94.3
ノルウェー	36.34	82.6
日本	36.01	81.9
ベルギー	35.75	81.3
オーストリア	35.19	80.0
オランダ	34.87	79.3
デンマーク	34.41	78.3
ルクセンブルク	32.62	74.2
フィンランド	32.00	72.8
スウェーデン	31.00	70.5
フランス	28.92	65.8
アメリカ合衆国	27.97	63.6
イタリア	27.21	61.9
東ドイツ	26.53	60.3
アイルランド	22.17	50.4
イギリス	22.06	50.2
スペイン	20.25	46.1
ギリシャ	12.19	27.7
ポルトガル	9.17	20.9

(出所) Bundesministerium für Wirtschaft, Wirtschafts Zahlen '95, S. 21 - 23より作成。

各国とも男女平均。労務費は支払い賃金と付加給付の合計。

前提であった従来型労使慣行をめぐる社会的ルールの改編に財界が乗り出したのである。<sup>5)</sup>

#### 1-4. ドイツの労働市場柔軟化戦略

1980年代以来、財界側によって当面の労働市場柔軟化戦略の目標とされてきたのが、①フレックスタイム制等の労働時間の柔軟化、②解雇制限法の規制緩

5) ドイツ財界戦略の基調を示すものにドイツ産業界共同委員会による「ベーターズベルク宣言」がある。宣言の基調は、従来型のドイツシステムの陳腐化の確認、ドイツの経済立地の強化、有利な貿易品目への特化と他品目生産の切り捨て、労働協約の事業所・企業密着化、労働時間の個別化・柔軟化、技術革新と合理化促進、失業保険等の国家財政負担の切り離し等である(宮前〔95〕p. 183 - 186参照)。

和、③35時間制度に逆行する労働時間の延長化などである。また、このような財界要求を貫徹するために、④ロックアウトの合法化と冷たいロックアウト<sup>6)</sup>、さらにストライキの際の公的時短手当の廃止などで、労働組合の闘争資金の枯渇化をはかってきた。また、⑤協約条項にたいする一方的な不履行宣言がおこなわれるなど、従来では考えられなかった攻勢が行われてきている。また、政府は財界の意向を受け、⑤積極的労働市場流動化政策による労働力の流動化を進めている（島崎〔89〕、朝日〔94〕参照）。

労使慣行の改変戦略は、やがては職業資格の規制緩和などを媒介として労働市場構造のドラスティックな変化をもたらす。重大なのは、その結果としてあるいはそのための手段として、政治的・イデオロギックな変化にまで至る大規模な変化の可能性が増大していることである。その内容は、第一に、労働組合の新自由主義的経済政策への同調、第二に、労働者の職場移動のフレキシブル化とその結果引き起こされる企業内労働市場の分断化構造の再編、第三に、それを経済的基盤とした中央集権的労働組合運動、あるいはその規制力の解体をはかる労使関係のミクロ・コーポラティブ化である。これが今日のドイツ型の労働市場柔軟化戦略<sup>7)</sup>の方向である。

#### 1-5. 協約自治の形骸化と労働組合の社会的規制力の緩和

ドイツにおける協約自治とは、国家の直接的な管理を排除した労使間の自主的な利益調整機構をさすが、このシステムの構成要素である使用者団体と労働組合の組織的弱体化が問題になりつつある。特に、東部ドイツにおける中小企業の使用連盟の組織率は低く、現行の東西賃金格差を利用するために、地域

6) 冷たいロックアウトとは、争議が発生している交渉地域以外でおこなうロックアウトである。労働組合はロックアウトされた労働者にたいする争議手当を支給するための財源難においこまれ、争議に敗退する。具体的には、1984、87年の金属産業における冷たいロックアウトがある。

7) 以上の、柔軟化の個別政策の展開をつうじてドイツにおける労働市場の柔軟化戦略の核心が産業別組合の中央集権的労働市場規制力の剥奪であることについては、朝日〔94〕を参照。

協約に拘束されないために同組織への非加入・脱会が広範に存在する。このような非加盟・脱会企業において、資本の国際的展開を労働条件抑制の手段にするといった問題が発生している<sup>8)</sup>。その結果、協約自治制度にたいして労働者の不信がつのり、大量の労働組合脱会者が生じている。DGBは、旧東側労働組合を解体した後に東ドイツ労働組合運動を統括して200万人に迫る労働組合員を組織したが、1991年から5年後の1996年の間に300万人の組合員を減少させ、組合員数の4分の1を失い900万人余りの組織に落ち込んだ<sup>9)</sup>。

社会的ルールの解体化という時代認識とともに、独占的超過利潤のための競争力志向むき出しの資本主義的關係にドイツの労使慣行を従属、改編させるための制度的移行が進められつつある。これらがDGBの路線選択に大きな影響を与えている。すなわち、経済領域における労使対抗の意義が相対的に低下したことが労働組合の組織問題ではなく、このような状況にきっぱりと対処する力をもつことを目指さない消極的姿勢が、労働組合の危機の根本原因である。

## 2. 大失業時代の到来

### 2-1. 史上最大の失業者数

1997年1月の政府統計は、連邦全体で約466万人、12.2%が失業者（旧西ドイツで10.6%余り、旧東ドイツで16%近く）であることを公表した。ドイツ人の労働者のうち、8人に1人は無職であることになる。この数値は、戦後最大だった昨年の409万人を50万人近く超え、失業率では1949/50年不況時における11%をも超えた。ライン新聞は、「600万人が路上に投げ出された1933年冬以降最大の失業」が記録されたと報道した（Rheiner Zeitung 07.02.1997）。しかし、現実にはさらにシビアである。なぜなら、被失業対策事業者<sup>10)</sup>や時短労働者な

8) 1996年8月金属労働組合本部でのシュレーダー Wolfgang Schroeder 博士とのインタビューによる。

9) 新自由主義的新聞「Die Zeit」紙は、「恐竜がゆっくり死につつある」と銘打った特集を組み、団体協約の協約の当事者どうしの組織力量低下問題をとりあげて、今日における中央集約的な団体交渉制度の解体にむけた記事を掲載した（Die Zeit, 03.08.1996）。

10) 失業対策事業とは、「雇用促進事業：Arbeitsbeschäftigungsmaßnahme (ABM)」をさす。

どの存在など表面に現れない約200万人を超すとみられる「静かな予備軍 (Stelle Reserve)」は含まれていないからである。

## 2-2. ドイツ統一と大量失業の形成

民族主義的な雰囲気の中で急ピッチに進められたドイツ統一は、東ドイツ企業が壊滅的な打撃を与えた。東ドイツ企業に打撃を与えた要因は、①旧ソ連・東欧に対する貿易関係が絶たれ、商品輸出が不振に陥ったこと、②通貨統合を通じて輸出商品の国際的価格が数倍になったこと、③西側消費生活を期待した旧東ドイツ人たちが、西の製品は良いが東の製品は悪いという判断のもとに、西側ブランド商品を求めた結果、東ドイツ企業への需要が激減したこと等による。

東ドイツ企業の合理化と、再建を名目にした西側企業の企業買収の過程で、大量倒産、大量失業が生み出された<sup>11)</sup>。西ドイツ財界の視点から、東ドイツは、①巨大施設によってスケールメリットのみを狙った重厚長大な施設が、②低い

表2 東ドイツ地域における不完全雇用と雇用喪失

(千人)

	1990年	1991年		1992年		1993年
	10月	4月	10月	4月	10月	4月
失業者数	538	837	1049	1196	1097	118
時短労働者数	1767	2017	1200	466	240	231
時短労働者の労働休止	45%	56%	37%	53%	47%	45%
1989年以降の帰還民合計	341	383	425	578	603	621
西側への通勤者合計	180	320	470	645	410	422
年金生活者	410	486	624	780	835	878
ABM 被対策者	—	85	348	404	370	283
再訓練者	—	—	230	330	440	387
不完全雇用者合計	1421	1966	1762	1443	1210	1222
雇用喪失	2257	3239	3830	4180	3872	3812

(出所) Friedrich, u.a., [94]. S. 23.

∨し、政府・自治体による期限付きパートタイムの非正規就業による生活保障である。

11) 林昭によれば、この過程において、東ドイツの大企業を買収したのがジーメンスなどドイツ独占企業であり (林昭 [92a] p. 140.)、この買収に際して購買価格以上の大きな利益を得た (林 [92b] p. 41 - 42, 参照)。

稼働率で、③過剰に雇用者を雇用して経営していると評価された。そのことから、以前の予想とよりも統一を経て生き延びる企業は少なく、その設備が利用されることも少なかった。その結果、東ドイツ住民は大量に該当に投げ出された。

フリードリヒらのまとめによれば、1989年の時点で980万人いた東ドイツの就業者は、1993年4月で、80万人以上が早期退職して年金生活者になり、60万人余りが西側への移住、40万人が西側に通勤し、20万人余りの時短労働者、30万人近いABM被対策者、40万人近い再訓練者となり、合計380万人が何らかの形で職を失ったことになる（表2）。

また、統一後、1992年には、東ドイツ地域の女子労働力人口のうち19.6%（西側：7.2%）が失業者となり、男子の2倍（西側：1.2倍）という極端な格差が生じた。この数値は、家庭をもった既就業女子の移動の困難さという事情により、長期的で停滞的なものとして現れている（『海外労働白書』（95）参照）。東西ドイツ統一は東ドイツ地域に雇用における性差別を持ち込んだ。

### 2-3. ドイツ資本の合理化路線と大量失業

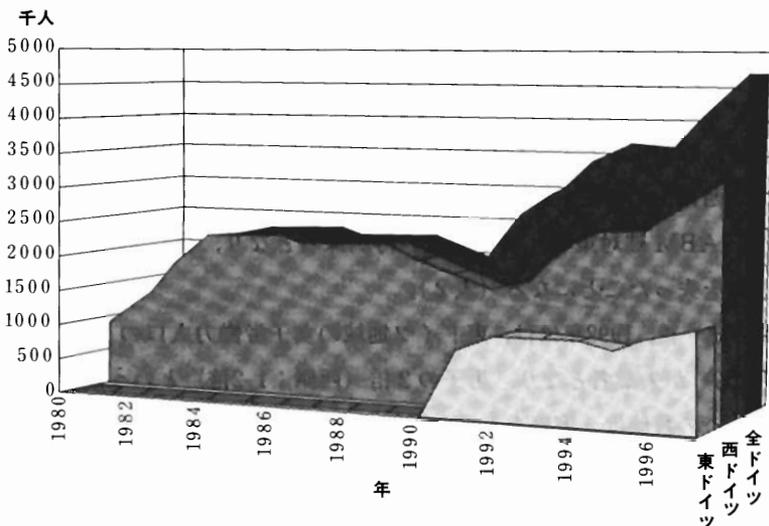
東ドイツ地域における製造業の純正産は1991年から1992年のボトムで1990年のピーク時の3割程度に低下したが、その後増大に転じた。その結果、図2で見ると、東ドイツ地域における失業が1994年までは横並びで移行した。1994年に660万人まで低下した労働力人口はその後上昇し、1995年には680万人に回復している<sup>12)</sup>。西ドイツ地域では、労働力人口が1992年の3100万人をピークに、1995年には2920万人に低下しているにもかかわらず<sup>13)</sup>、失業者数は1993年以後急増し、1997年1月までに80万人あまり増大し、327万人まで増大している。

もちろん東ドイツ地域の失業率ははるかに高いが、それは、東ドイツの事業所閉鎖などによって1992年までにいったんボトムまで吐き出された人々の、固定的・長期的な失業が前提になっている。したがって、1995年以降に東西ともに急速に増大している失業状況は、もはや、東ドイツ地域の失業者の労働力移

12) Statistisches Bundesamt, TMP, Webdienst 配布資料による。

13) Statistisches Bundesamt, a.a.O.

図2 ドイツの失業者数の動向 1980 - 1997



(出所) Statistisches Bundesamt, TMP, Websdienst 1997; Statistisches Jahrbuch 各年版, および Bundesministerium für Wirtschaft '93, '95より作成。

動に伴うものというよりも、すでに均質化してきたドイツ資本主義における一般的な構造的失業というべき段階の現象である。このようなドイツにおける大量失業現象を生み出している原因は、この間の財界の雇用削減戦略による急激な資本集中と合理化、多国籍展開、国内の空洞化によるものである(表3)。

### III 労働運動の活性化と新綱領への影響

#### 1. シュバル・パッケージ(緊縮パッケージ)の発表

波乱が発生した直接の契機は、1996年3月の州議会選挙の結果、DGBの友党であるSPDが後退し、新自由主義を掲げるFDPが躍進し、その結果、連合内閣における新自由主義的な主張が強まり、マーストリヒト条約における統一基準を守ることを主眼においた財政改革が第一義的に選択されて、「労働のための同盟」路線を廃棄しようとする方向に事態が展開したことである。その結果、裏切られた労働組合は態度を硬化させた。これが、第一の要因である。

表3 大企業の大量解雇計画

企業・団体	期間	解雇目標人数
VW	1990-1996年	20,000人
自動車工業連盟 (予測)	1996年-2000年	100,000人
ドイツ・テレコム	1996年-2000年	60,000人
ジーメンス	1996年	1,400人
ダイムラー・ベンツ (メルセデス・ベンツ, AEG 等を含む)	1990-1996年まで	87,000人
ヘキスト (化学)	1990-1996年まで	(米・仏を含む) 80,000人
BASF (化学)	1996年まで	28,000人
公務労働者	1996年から2000年まで	30,000人-50,000人(ベルリン)
手工業	1996年から2010年まで	40,000人-80,000人(ベルリン)
金属・電機産業	1996年から2010年まで	50,000人以上(ベルリン)
テュッセン (鉄鋼)	1990-1996年	26,000人

(出所) Berliner Zeitung, 11. 11. 1995, および, 『日本経済新聞』1994年5月20日より作成。

(ベルリン)はベルリン州のみ。

失業の深刻化は、低失業を想定していた社会保障システムの機能麻痺をもたらした。1996年4月25日に政府が財政問題を解決するための政策として緊縮財政計画「成長と雇用のためのプログラム (シュバル・パケット: 緊縮パッケージ)」を発表し、「社会国家 Sozialstaat」モデルの変更を求めた。シュバル・パケットの内容は、財政難を克服する手段として、従来福祉国家政策の重点であった社会保障を大幅に切り下げることを目標にしていた。西ドイツ地域は統一のための連帯税が重くのしかかっていたし、東側では、統合後の公共料金の負担増がのしかかっていた。そこに、年金、健康、教育、失業、育児全般にわたる財政削減と、公務労働者賃金のゼロ解答、さらには消費税の値上げ<sup>14)</sup>が提起されたのだから、労働運動は活性化せざるをえなかった。これが第二の要因である。

## 1-2. 連発するストライキ・デモンストレーションと下部労働運動の活性化

このような背景から、シュバル・パケットへの批判が、労働組合指導部の意

14) AP. Die Bonner Beschlüsse im Überblick, in: Berliner Zeitung, 27. 04. 1996参照。

識を超えて大規模な大衆運動を形成し、ドイツにおける労使関係の情勢を大きく変化させるることになった。

賃金ゼロベース査定に反対して20万人以上が参加した公務労働者の警告スト、緊縮財政反対を要求する大学関係者デモ、青年・学生デモ、閉店法改正に反対するサービス労働者スト、緊縮財政反対を中心にもりあがったメーデーなど、反失業・反緊縮財政・労働条件保全を中心スローガンとする労働者側の攻勢が始まった。また、5月2日のベルリン・ブランデンブルク州統一住民投票では、ベルリン州とブランデンブルク州の与党であるCDU、SPDの路線が否定された。政府と財界戦略および協調的パートナー主義にたいする否定的意識が強まった(朝日 [96a])。特に6月15日には、ボンにおいて35万人集会とデモが組織され、労働運動の活性化、市民運動の活性化がみられた。ボン集会での教会の発言トーンは、争いごとを好まない彼岸からのメッセージであったし、DGBのシュルテ会長の集会での発言は、PDSなどの体制批判勢力の参加を無視するもので問題を残すものであった。但し、集会発言者のなかには、今日のドイツ社会における独占資本の収益と国民生活や雇用状況の格差などについての発言もあり、労使間の闘争の活性化を強く望む声が反映された大キャンペーンの意義は大きい。秋口には、金属労働組合によるダイムラー・ベンツ社での20万人ストなど、1966年の始めには予想されなかった運動の盛り上がりが生じた。DGB執行部は、綱領論争を回避したがっていたが(Berliner Zeitung, 19. 9. 1996)、それは、自ずと綱領路線に反映されざるをえなかった。

## 2. DGB 新綱領とドイツ労働運動の課題

### 2-1. 新綱領における方向修正

以上の経過を知らずに新綱領を読めば、DGBは以前よりも戦闘的になったという評価もありうる。<sup>15)</sup>まさしく、綱領は力関係の総和として理解する必要が

15) たとえば、1996年11月18日のDie Welt紙上で、ハルザは、DGBが、伝統主義者の圧力によって、グローバル化と経済立地競争の時代に財界の「コンセンサス志向的組合」という期待を裏切って、闘争志向的なままの綱領を議決したとする。(Halusa (96))

表4 DGB 綱領議案と新綱領の比較

項目	綱領議案	新綱領での変更点
労働組合の自己規定	被雇用者の利益集団	→被雇用者・失業者・年金生活者・その他の利益代表
労働組合の設立理由	不明瞭	→団結によって使用者や資本の力に対抗するのも有効な力を組織し、搾取と抑圧に打ち勝つため
ドイツ経済の規定	社会的市場経済 ・労働組合の活動に最適の社会形態規定 ・個別の事業所の合理性と、経済全体の理性との調和として社会的市場経済を理解	労資間の利害対立社会 →最適規定の抹消  →企業経済の合理性が持つ狭隘性に対して社会的理性を優先させるとして、社会的規制をより強調した
理想社会	社会国家と社会的市場経済	→所得と資源と生活機会が公平に分配される社会
主たる闘争対象	資本と労働の利害対立という用語はあるが、これに着せられない新しい領域の重要性を重視することで、経済闘争を相対化	→相対化規定は議案と同様ただし、グローバル化と規制緩和が大量失業の増大と社会的分裂の原因であることを明確化
主たる闘争形態	対話と参加	→ストライキ手段の正当化しかし、対話と参加が主たる闘争形態として示される
技術革新に対する態度	社会の豊かさは、その経済的効率性と人々の業績次第であるとして、技術導入への積極的協力を当然視	→技術革新の推進政策を支持、さらに、完全雇用達成のための多様な雇用関係・雇用形態・労働時間規定を容認
平和について	なし	→反核・軍縮要求の条項を起こす (NATO 分析などはなし)

(注) ドレスデン綱領については、DGB(96b)による。なお日本語訳として柴山(95)を参照した。

ある。表4は、新綱領の内容と綱領議案との比較である。これをもとに簡単に新綱領の性格をまとめると、以下のようになる。

第一に、労資（原文がKapital—訳者）の利害対立のある社会（体制規定）

の下で、抑圧される労働者が自らの利益を守るための集団的力として労働組合が規定され (自己規定)、そのためには、ストライキも辞さずという姿勢が、綱領文頭に示されたことが最大の特徴である。第二に、批判の対象とされていた社会的市場経済の絶対化の規定はとりはずされ、見方によっては、社会的規制の強化とともに、将来、資産、資源、生活機会の公平配分といった新しい社会システムを志向しているかのような表現に改められたことである。第三に、現在の大量失業や貧富の格差や小グループ間の利害対立による社会的分裂の原因を経済立地の優位性をめぐる競争、すなわちグローバル化と規制緩和に求めたことである。以上を通じて、調和的な「社会国家」のもとで「社会的市場経済」の理念にあわせて、協調的な対応を行おうとしてきた執行部路線は、労資間の利害対立のある社会のもとで、ストライキ闘争を含めて戦わねば労働者の利害はまもれないという立場に修正されざるをえなくなった、かに見える。

しかし、連邦執行部が目的とした綱領議案の内容は、次のような実質的な点で保全されている。それは、①技術進歩への協力、②それに対応した雇用関係、雇用形態、労働時間の多様性という、現在の財界戦略と同様の路線を完全に盛り込んだことである。すなわち、今日のDGB基本綱領には、現状の困難に遭遇する中で本来的な労働組合機能の発揮を要請した結果が反映されているが、それを不動のDGB路線にすることを保証するような体勢が労働組合内に構築されてできあがったのではない。「対抗力」、「階級社会」という用語の容認と引き替えに、実体としての協調路線を敷くという芸当が、ドレスデン大会の場で<sup>16)</sup>みられたと評価することができるからである。

## 2-2. ドイツ労働運動の課題

大競争時代における国際競争力 (ドイツ経済立地) と大量失業の圧力を背景に、競争力=雇用という直接に無関係なことから労使間取引のための通念と

16) 使用者連盟会長のムルマンは、「新綱領評価に、議案の決定的な部分が残された」ことを評価する。それゆえ、新自由主義的立場からは全体として、「二歩前進、一歩後退」であると、(Die Welt, 18. 11. 1996)。

して、いっその労働市場の柔軟化と労務コストダウンをはかろうとするドイツ金融資本は、DGBの中央集権的な労働条件規制力を削ぎ落とすために団体協約の個別企業化の圧力を強めざるをえない。現に、綱領決定後、1996年12月に、不況と国際競争と協約履行困難を理由に団体協約の否定をちらつかされて協約賃金以下の賃金支払いを容認した化学労働組合のように、そのような路線に追随する産業別組合も存在している。この点で、新綱領ではドイツ独占資本主義体制の分析に欠け、財界戦略の分析にも欠けたままという問題点が克服されているわけでもない。

したがって、ボン集会のようなエネルギーを一時的イベントにはとどめず、反独占の陣地的なコアを理論的にも組織的にも構築し、DGBの体質変化をもたらすことがドイツ労働運動の主たる課題である。

#### 文献注

- DGB〔96〕 Grundsatzprogramm von DGB, Dresden am 13-16. Novmber 1996.  
 DGB〔96〕 Entwurf des Grundsatzprogramm von DGB, 10 Marz 1996.  
 Deppe; Frank〔94〕 Vgl. Diskurs und Beteiligung statt Gegenmacht und Interessenpolitik? in: Z. Zeitschrift Marxistische Erneuerung, Nr. 19, Frankfurt/M, September 1994.  
 Friedrich, Hrost/Michael Wiedermeyer〔94〕 Arbeitslosigkeit - ein Dauerproblem im vereinten Deutschland?, Augsburg, 1994.  
 Halusa, Martin〔96〕 Vgl. Wohin, DGB? in: Die Welt, 18. 11. 1996.  
 Leminsky, Gerhard〔84〕 Vgl. Zum Grundsatzprogramm '81 des Deutschen Gewerkschaftsbundes, in: Leminsky, G./Bernd Otto, Politik und Programmatik des Deutschen Gewerkschaftsbundes; 2 Auflage, Bund-Verlag, Köln, 1984.  
 Meyer, Heinz-Werner〔94〕 Vgl. Gewerkschaften an der Schwelle zum 21. Jahrhundert, in: ders. (Hrsg.) Aufbrüche-Anstöße. Beiträge zur Reformdiskussion im DGB und seinen Gewerkschaften, Bund-Verlag, Köln, 1994.  
 Fetter, Heinz-Otto〔74〕 Vorwort, in: Leminsky, Gerhard./Bernd Otto, Politik und Programmatik des Deutschen Gewerkschaftsbundes; 2 Auflage, Bund-Verlag, Köln, 1984.  
 Schäfer, Heinz〔96a〕 Vgl: Spät schaltet sich Gewerkschaftslinken in die Programm-

- debate des DGB, ein Treffen linker Gewerkschafter am 16. 12. 1995 in Frankfurt/Main, in: Z., Nr. 25, Marz, 1996.
- Schäfer (96b) Vgl. DGB-Programm erst auf Bundeskongres 1988 verabschieden, in: Z. Nr 26., Juni 1996.
- Schulte, Deter (96) Vorwort, in: Entwurf des Grundsatzprogramm von DGB, 10 Marz 1996.
- Wandel, Michael (96) Vgl. Idealisierung der Marktwirtschaft? Zur Bewertung des Entwurfs für ein neue DGB-Grundsatzprogramm, in: Z. Nr. 26., Juni 1996.
- Zeuner, Bode (96) Vgl. Ein Grundsatzprogramm mal Null bleibt Null, Frankfurter Randschau, 15. 04. 1996.
- 朝日吉太郎 (89) 「70年代初頭の西ドイツ協調的労資関係の再編—SPDによる協調的労働者利益代表組織の保全・強化を中心に」, 『大阪市大論集』第58号, 1989年9月。
- 朝日 (91) 「西ドイツ「協調行動」と総合社会政策—1960年代末の社会政策とマンパワー政策」, 『大阪市立大学論集』第63号, 1991年9月。
- 朝日 (94) 「ドイツにおける労働市場の柔軟化問題について」, 『経済学雑誌』第94巻3・4号, 1994年。
- 朝日 (96a) 「夢に消えた『ベルリン・ブランデンブルク州』統一と二つのドイツ」, 鹿児島県立短期大学『経済論叢』46号, 1996年9月。
- 朝日 (96b) 「研究資料: DGB基本綱領議案—議案とコメントール」, 『鹿児島県立短期大学紀要』, 第47号, 1996年11月。
- 柴山健太郎 (97) 「ドイツ労働総同盟 (DGB) の新基本綱領」, 『賃金と社会保障』No. 1201. No. 1205, 1997年5月上旬号, 7月上旬号。
- 島崎晴哉 (89) 「失業保険と積極的労働市場」, 社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』東京大学出版会, 1989年。
- 林昭 (92a) 「EC・大欧州統合とドイツ独占資本主義」, 『経済』No. 333, 1992年1月。
- 林 (92b) 「欧州統合を目指すドイツ独占企業の新戦略」, 林昭編著『「EC統合」と欧州の企業・経営』法律文化社, 1992年。
- 布川日左史 (85/86) 「DGB81年基本綱領と西ドイツ労働組合運動 (上) (下)」, 『立命館経済学』第34巻第5号, 1985年12月, 第6号, 1986年2月。
- 宮前忠夫 (95) 「欧州各国で強まる『規制緩和』と労組の対応」, 『労働運動』No. 356, 1995年1月。
- 労働大臣官房国際労働課編著 「海外労働白書」各年版。